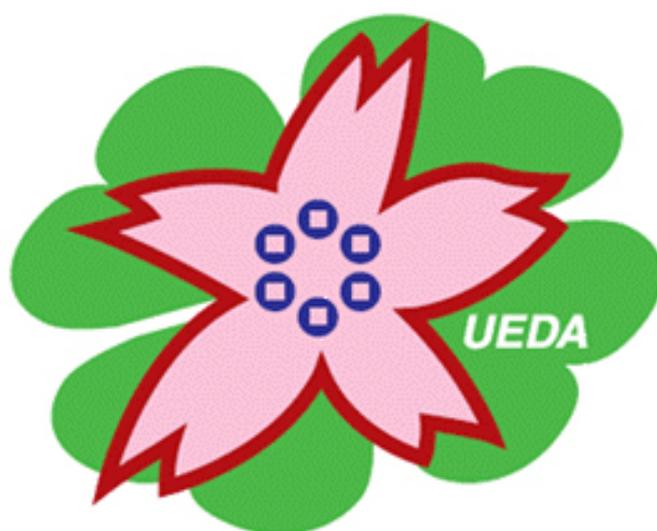


令和6年度

水道水質検査計画



上田市上下水道局

目 次

	ページ
はじめに	2
1 基本方針	2
2 水道事業の概要	3
3 水道の原水及び水道水の状況	4
4 検査項目及び頻度	4
5 検査地点	4
6 臨時の水質検査	5
7 水質検査方法	5
8 水質検査結果の評価と公表	5
9 水質検査の信頼性保証	5
10 関係機関との連携	5
別表 1	別 1
別表 2	別 2
別表 3	別 3
別表 4	別 3
別表 5	別 4
別表 6	別 5
別表 7	別 5

令和6年度 水道水質検査計画

はじめに

上下水道局では、皆様に安全な水道水を御提供するため、日頃から厳しい水質管理を行っております。

より良い水質管理を行い、皆様がより安心して水道水を御利用いただけるよう、法令に基づき、水質検査の「項目」、「採水の場所」、「頻度」等をまとめた水道水質検査計画を策定しています。

1 基本方針

- (1) 給水栓水（蛇口水）における水質が、その基準に適合していることを確認するため、定期的に水質検査を実施します。また、必要に応じて臨時検査を実施します。
- (2) 検査地点は系統別の給水栓（蛇口）及び水源とします。また、管理上必要な浄水場内の水及び河川水とします。
- (3) 検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目その他必要と判断される項目とします。
- (4) 検査頻度は、水道法及び過去の検査結果に基づき実施します。検査を省略することが出来る項目についても、年に1回の検査を行い、水道水質の状況を定期的に確認します。
- (5) 得られた検査結果については、市ホームページ等により公表します。

2 水道事業の概要

事業名	地域名	水源種別	処理方法	給水区域	計画給水人口 (人)
上田市水道事業	上田	表流水	緩速ろ過	踏入一丁目の一部、踏入二丁目、常田一丁目の一部、常田二丁目、常田三丁目、材木町一丁目、材木町二丁目、常入一丁目、国分一丁目、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目の一部、天神四丁目の一部、大手一丁目、大手二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央東、中央北一丁目、中央北二丁目、中央北三丁目、中央西一丁目、中央西二丁目、二の丸、常磐城一丁目、常磐城二丁目、常磐城三丁目の一部、常磐城四丁目、常磐城五丁目、常磐城六丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、常入、上田の一部、常磐城の一部、小牧の一部、諏訪形の一部、御所の一部、中之条の一部、秋和の一部、上塩尻の一部、下塩尻の一部、上田原の一部、下之条の一部、神畑の一部、築地の一部、大屋の一部、岩下の一部、蒼久保、国分の一部、福田、吉田、小泉の一部、上野の一部、古里、住吉の一部、芳田の一部、林之郷、殿城の一部、漆戸、下之郷の一部、小島の一部、仁古田の一部、岡の一部、浦野の一部、越戸の一部、下室賀の一部、上室賀の一部	135,000
	岩清水	湧水	塩素消毒	殿城の一部	
	長入	深井戸	塩素消毒	芳田の一部	
	丸子	表流水	緩速ろ過 急速ろ過	鹿教湯温泉の一部、西内の一部、平井の一部、東内の一部、腰越の一部、上丸子の一部、中丸子の一部、下丸子の一部、御嶽堂の一部、生田の一部、長瀬の一部、塩川の一部、藤原田の一部、本海野の一部	
	深山	深井戸	塩素消毒	腰越の一部	
	真田	湧水 深井戸 表流水	紫外線照射 塩素消毒 膜ろ過	菅平高原の一部、真田町長の一部、真田町傍陽の一部、真田町本原の一部	
	武石	湧水	急速ろ過 紫外線照射 塩素消毒	武石鳥屋の一部、武石沖の一部、下武石の一部、上武石の一部、武石下本入の一部、武石上本入の一部、武石小沢根の一部、武石余里の一部	
	獅子ヶ城	湧水 深井戸	塩素消毒	美しい国別荘地	

3 水道の原水及び水道水の状況

水源	原水の水質状況及び汚染要因	原水の汚染要因及び留意項目	水道水の水質状況
河川表流水 ダム貯留水	降雨等による濁度の上昇、夏期冬期のアンモニア態窒素の上昇、藻類の光合成による pH 上昇などが見られる。	濁度、農薬及び肥料、油の流出事故、アンモニア態窒素、臭気物質。	各浄水施設では原水の汚染要因をふまえ、適正な処理と水質検査を行っており、安全で良質な水道水を提供しています。
湧水、地下水	外的汚染要因が少ないため、良好な水質を維持している。	地質由来の金属類、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素。	

4 検査項目及び頻度

- (1) 水質基準項目について、別表 1 のとおり実施します。また、省略可能な項目についても、全検査地点で年 1 回実施します。
- (2) 毎日検査項目（色、濁り、残留塩素濃度）について、配水系統ごとに 1 日 1 回実施します。
- (3) 水質管理目標設定項目について、別表 2 のとおり実施します。
- (4) 管理上必要な項目について、別表 3 のとおり実施します。
- (5) クリプトスポリジウム等の検査項目について、別表 4 のとおり実施します。
- (6) 河川検査の項目について、別表 5 のとおり実施します。
- (7) 放射性物質検査の項目について、別表 6 のとおり実施します。
- (8) 「おいしい水」の項目について、別表 7 のとおり実施します。

尚、法律等により、水質基準項目等に変更があった場合は、それに従い検査を実施します。

5 検査地点

(1) 給水栓

- ①水質基準項目：上田地域 4 地点、丸子地域 3 地点、真田地域 8 地点、武石地域 5 地点
- ②毎日検査項目：上田地域 1 4 地点、丸子地域 8 地点、真田地域 1 1 地点、武石地域 6 地点
- ③おいしい水の項目：上田地域 4 地点、丸子地域 3 地点、真田地域 8 地点、武石地域 5 地点

(2) 浄水場

管理上必要な項目：染屋 3 地点、石舟 3 地点、腰越 5 地点、鹿教湯 4 地点、赤井 3 地点

(3) 水源

水質基準項目等：上田地域 6 地点、丸子地域 3 地点、真田地域 8 地点、武石地域 6 地点

(4) 河川

河川検査の項目：千曲川及び神川水系の 8 地点、依田川及び内村川水系の 4 地点

6 臨時の水質検査

次のような水質変化が確認された、若しくはそのおそれがある場合は、必要に応じて臨時の水質検査を行います。検査項目は状況等から判断し決定します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 浄水処理過程において、異常が発見されたとき。
- (4) その他必要があると認められたとき。

7 水質検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、水質管理目標設定項目の検査方法、上水試験方法等により検査します。水質検査は浄水管理センターで行うほか、厚生労働大臣の登録を受けた水道法第20条に規定された機関に委託します。

8 水質検査結果の評価と公表

水質検査結果が基準値を超えた場合は、直ちに原因を調査するとともに、水質基準値を満たす水道水を確保します。また、得られた結果については水質年報を作成し、上下水道局のホームページで公表します。

9 水質検査の信頼性保証

機器分析による水質検査の精度として「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（厚生労働省）により妥当性が評価されている方法により検査します。また、長野県水道協議会が行う外部精度管理事業に参加し、信頼性の確保に努めます。

10 関係機関との連携

水源その他で災害、水質汚染事故等が発生、若しくは発生のおそれがある場合は、地域振興局、上田水道管理事務所（県営水道）、水源上下流域市町村、水質検査委託機関と連携し、適切な対応を行います。